

自然公園法施行令に掲げる公園事業となる施設の種類の追加

自然再生、生態系再生に係る施設

植生復元、動物の繁殖、動物の生息地の復元、地形・地質等の景観復元等自然再生に係る複数の機能を複数合わせ持つ施設を新たに追加する。

直線的に整備された河川を制備前の蛇行河川に戻す施設、埋め立て地を干潟に戻すために必要な施設あるいは衰退したサンゴ礁を復元するための施設等を想定。

自然情報の観測、提供にかかる施設

国立・国定公園内の随所で、気温、湿度、降雨量等の気象観測、動植物や利用状況の映像、火山の観測等公園管理に資する情報を得るとともに、当該情報をインターネット等を通じて広く国民に提供する為の施設（観測機器、屋舎、送信施設等）を想定。

（参考）

自然公園法施行令第1条に定める公園事業となる施設の種類の
（下線は都道府県に対し国庫補助ができる施設）

- 1 道路及び橋
- 2 広場及び園地
- 3 宿舎及び避難小屋
- 4 休憩所、展望施設及び案内所
- 5 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 6 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 7 運輸施設（運送施設、一般自動車道、係留施設）
- 8 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 9 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 10 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 11 防施設及び防火施設